

第2章 個人番号

第5条 個人番号の利用

第5条 実施機関は、法第9条第1項及び第2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第111号。以下「利用条例」という。）第4条第1項で定める事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 法第9条第3項に掲げる法律その他の法令又は条例の規定により、実施機関が前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行う場合には、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も同様とする。

3 実施機関は、当該実施機関の事務に関して法第19条第12号及び第14号から第16号までの規定に基づき特定個人情報の収集をしたときは、その収集した目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

趣旨

1 第1項は、実施機関が個人番号利用事務を実施するに当たっての個人番号の利用範囲について定めたものである。

(1) 番号法第9条第1項では、別表第1の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）又はこれらの者から当該事務の全部又は一部の委託を受けた者は、当該事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索・管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨を規定している。

番号法第9条第2項では、地方公共団体の長その他の執行機関が、独自に実施している事務において、個人番号を利用できる旨を条例で定めることによって、当該事務で保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索・管理するために個人番号を利用することができる旨を規定している。

本項は、これらの規定に基づき個人番号の利用範囲について定めたものである。

(2) 東京都では、番号法第9条第2項に基づく条例として利用条例を整備している。

(3) 「必要な限度」とは、事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要不可欠な範囲をいう。

(4) 「個人番号の利用」とは、個人番号が記載された書類の収受、個人情報を個人番号による検索が可能な形で整理して保管すること、保管している個人情報を個人番号を用いて検索し呼び出すこと等個人番号を用いる行為を指す。

2 第2項は、実施機関が個人番号関係事務を実施するに当たっての個人番号の利用範囲について定めたものである。

- (1) 本項は、番号法第9条第3項の規定に基づき、個人番号関係事務における個人番号の利用範囲について定めたものである。
- (2) 「個人番号を記載した書面の提出」とは、番号法第9条第3項で列記されている各法の規定その他の法令等の規定によって義務付けられている官公署等への法定調書の提出をいう。
- (3) 「その他の他人の個人番号を利用した事務」とは、番号法第9条第3項で列記される法令等の規定によって提出が義務付けられている法定調書の作成に係る事務等をいう。
- (4) 「当該事務を行うために必要な限度」とは、個人番号を収集し、収集した個人番号の法定調書への転記等、法定調書の作成や提出を行うために必要不可欠な範囲をいう。
- 3 第3項は、前二項以外の場合における個人番号の利用範囲について定めたものである。
- (1) 番号法は、第9条第5項において、同法第19条第12号から第16号までの規定により特定個人情報の提供を受けた者が、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者に該当しない場合について、当該特定個人情報の提供を受けた者がその提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨定めている。
- 本項は、当該規定に基づき、個人番号の利用範囲について定めたものである。
- (2) 「収集した目的を達成するために必要な限度」とは、番号法第19条第12号及び第14号から第16号までの規定に基づき、特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要不可欠な範囲をいう。

運用

利用条例第4条第1項では、東京都が独自に行う事務において個人番号を利用することができる事務を限定列挙している。今後新たな個人番号利用事務を実施するに当たっては、原則的に同項に基づく別表第1において当該事務を追加する必要がある。

関係条例・規則・要綱

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例】

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる都の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち都の執行機関が行うものとする。
- 2 都の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該都の執行機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該都の執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 別表第2の第1欄に掲げる都の執行機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該都の執行機関が保有するものを利用することができる。
- 4 前二項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例等の規定により

当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第6条 個人番号等の安全管理義務

第6条 実施機関は、法の趣旨に鑑み、実施機関の保有する個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人番号及び特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

趣旨

- 1 本条は、実施機関は、個人番号及び特定個人情報を漏えい、滅失及び毀損することなどがないように必要な措置を講じ、適正に管理しなければならないことを明らかにしたものである。
- 2 個人情報保護条例は、第7条において保有個人情報の適正管理について規定しており、本条例における特定個人情報は個人情報保護条例の保有個人情報に該当するため、個人情報保護条例第7条の適用を受けることとなる。

また、番号法は、第12条において、個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）に対し、個人番号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人番号の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないことを規定している。

個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、番号法が一般の個人情報より厳格な取扱いを定めていることに鑑み、本条例においても、確認的に安全管理規定を設けたものである。

運用

- 1 個人番号及び特定個人情報の適正な管理を行うために、当該事務をつかさどる課長等の指揮監督により、必要な措置を講じるものとする。
- 2 各課において、個人番号及び特定個人情報を取り扱うことができる者を指定し、指定された以外の者は、個人番号及び特定個人情報の取扱いを行ってはならないものとする。
- 3 個人番号及び特定個人情報を記録した公文書は、施錠のできる耐火金庫等に厳重に施錠保管するなど、各課の実状に応じ、厳重に保管するものとする。
- 4 個人番号及び特定個人情報を記録した公文書は、庁舎外に持ち出してはならないものとする。ただし、業務上必要と認められる場合は、この限りではない。
- 5 上記4のただし書により、庁舎外に持ち出す場合は、盗難又は紛失を防止するための安全管理措置を講じるものとする。
- 6 情報処理システムの安全確保については、東京都サイバーセキュリティ基本方針等を踏まえて策定された内部管理規程の定めによることとする。
- 7 個人番号及び特定個人情報の廃棄に当たっては、第三者が当該廃棄物を入手することにより個人番号及び特定個人情報が他に漏えいすることのないよう、溶解等の復元不可能な手段により確実に処理するものとする。

【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

第2 管理体制

(特定個人情報保護総括責任者等)

- 1 個人番号及び特定個人情報（実施機関が保有するものに限る。以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う局等に、特定個人情報保護総括責任者を置くこととし、局等の長をもって充てる。
- 2 各部（部に相当する室及び所を含む。以下「部等」という。）に特定個人情報保護責任者を置くこととし、部等の長をもって充てる。
- 3 各課（課に相当する室及び所を含む。以下「課等」という。）に特定個人情報管理責任者を置くこととし、課等の長をもって充てる。
- 4 2又は3の規定にかかわらず、特定個人情報等を取り扱う事務を担当する担当部長又は担当課長が別に置かれている場合は、これを特定個人情報保護責任者又は特定個人情報管理責任者とする。
- 5 特定個人情報等を取り扱う局等に、監査責任者を置くこととし、特定個人情報保護総括責任者が指名する者をもって充てる。

(特定個人情報保護総括責任者等の責務)

- 6 特定個人情報保護総括責任者は、局等における特定個人情報等の管理に関する統括的な権限及び責任を有する。
- 7 特定個人情報保護責任者は、部等における特定個人情報等の管理に関する統括的な権限及び責任を有する。
- 8 特定個人情報管理責任者は、課等における特定個人情報等の適正な管理について責任を負うとともに、特定個人情報等の保護に関し、所属職員を指揮監督する。
- 9 監査責任者は、局等における特定個人情報等の管理の状況について監査する。

(特定個人情報事務取扱担当者)

- 10 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務（個人番号利用事務及び個人番号関係事務）ごとに、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定するとともに、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(特定個人情報等安全管理基準の策定)

- 11 特定個人情報管理責任者は、課等における特定個人情報等の安全管理に関する基準（以下「特定個人情報等安全管理基準」という。）を整備しなければならない（局等又は部等において、課等を対象とした特定個人情報等安全管理基準を策定する場合を除く。）。

(点検及び監査)

- 12 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等安全管理基準による点検を毎年度1回以上行わなければならない。
- 13 監査責任者は、定期的に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を特定個人情報保護総括責任者及び生活文化局広報広聴部情報公開課長に報告する。
- 14 特定個人情報保護総括責任者は、点検又は監査の結果を踏まえ、特定個人情報等の管

理において、第3の規定に反する取扱いなどの不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

(教育研修)

15 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等の適切な管理のために、特定個人情報事務取扱担当者その他の職員に対して、特定個人情報等の保護の重要性及び特定個人情報等の適正管理等に関する理解と関係規程遵守の徹底が図られるよう必要な教育研修を行わなければならない。

(事故発生時等の対応)

16 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等を記録した公文書の盗難、紛失若しくは不適正な持ち出し若しくは特定個人情報等に係る不正アクセス、漏えい、虚偽記載、改ざん若しくは不適正な消去（以下「特定個人情報等に係る事故」という。）若しくは特定個人情報事務取扱担当者その他の職員が関係規程に違反している事実の発生又はそのおそれがある事象を把握した場合、直ちに、被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、速やかに特定個人情報保護責任者、特定個人情報保護総括責任者及び生活文化局広報聴取部情報公開課長に報告しなければならない。

第3 安全管理措置

(利用等)

- 1 特定個人情報事務取扱担当者は、第2. 10で指定された役割及び取り扱う範囲を超えて、特定個人情報等を利用してはならない。
- 2 特定個人情報管理責任者は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報事務取扱担当者に、指定された役割及び取り扱う範囲を超えて、特定個人情報等を利用させることができる。
- 3 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じる。

(管理等)

- 4 特定個人情報事務取扱担当者は、特定個人情報等を記録した公文書（電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を施錠できる耐火金庫等に厳重に施錠保管しなければならない。
- 5 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等を記録した公文書を保管した耐火金庫等の鍵等を適切に管理しなければならない。
- 6 特定個人情報事務取扱担当者は、特定個人情報等を記録した公文書を庁舎外に持ち出すてはならない。ただし、特定個人情報管理責任者が事務の遂行上必要と認める場合は、この限りでない。
- 7 前項ただし書の規定により、特定個人情報等を記録した公文書を庁舎外に持ち出す場合は、特定個人情報管理責任者の指示に従い、盗難又は紛失を防止するための安全管理措置を講じなければならない。
- 8 特定個人情報管理責任者は、4から7までに定めるもののほか、特定個人情報等に係る事故がないよう特定個人情報等を適正に管理しなければならない。

(廃棄等)

- 9 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等及び特定個人情報等が記録されている媒体について、不要となった場合又は定められている保存期間を経過した場合には、復元不可能な手段により、速やかに消去又は廃棄を行わなければならない。なお、委託により廃棄を行う場合、職員の立会等必要な措置を講じなければならない。

第4 報告事項

(特定個人情報等についての事故等の報告)

- 5 各局等は、特定個人情報等に係る事故若しくは特定個人情報事務取扱担当者その他の職員が関係規程に違反している事実の発生又はそのおそれがある事象が発生した場合は、事故等及びこれに対して講じた措置の概要と今後の改善対策について、「特定個人情報等に係る事故等の報告について」（別記第6号様式）により、直ちに情報公開課に報告する。
- 6 情報公開課は、各局等から前項の報告があった場合は、別に定める様式により、速やかに個人情報保護委員会に報告する。

第6 その他

(その他)

- 4 特定個人情報等に関して電子的処理を行う場合、当該特定個人情報等の取扱いについては、本要綱を遵守するほか、次の規程等に留意し、特定個人情報の保護に万全を期すものとする。
 - (1) 東京都電子情報処理規程（平成3年訓令第127号）
 - (2) 東京都サイバーセキュリティ基本方針（平成31年3月28日付30総情企第2293号）
 - (3) 東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成31年1月22日東京都サイバーセキュリティ委員会決定）

第7条 再委託

第7条 実施機関から個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該個人番号利用事務等の委託をした実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者とみなして、前項及び第8条の規定を適用する。

趣旨

- 1 第1項は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の再委託について定めた規定である。
 - (1) 番号法第10条は、個人番号利用事務等の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、再委託を行うことができる旨を規定している。本項は、この規定に基づき、実施機関から個人番号利用事務等の委託を受けた者が再委託を行う場合の要件について定めたものである。
 - (2) 実施機関から個人番号利用事務等の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等を他の者へ再委託する場合、必ず実施機関の許諾を得なければならない。
- 2 第2項は、再委託を受けた者も本条例における受託者に係る規定の適用を受ける旨を定めた規定である。
 - (1) 再委託を受けた者は、本項に基づき受託者とみなされることによって、第2条第13項及び同条第14項並びに第5条第1項及び同条第2項の規定も適用されることとなる。
 - (2) 再委託を受けた者がさらに他の者に事務を再々委託する場合のように、再委託が次々と繰り返されていく場合であっても、再委託を受けた者は本項に基づき全て受託者とみなされることとなる。このため、再委託を受けた者には等しく第7条第1項の規定が適用され、さらに他の者に再委託を行う際には、実施機関の許諾を受けなければならない。

運用

- 1 実施機関は再委託の許諾を行うに当たっては、再委託を受ける者において、特定個人情報等の適切な安全管理が図られていることを確認した上で、再委託の諾否を判断するものとする。再委託を受けた者が更に他の者へ再委託する際においても同様とする。
- 2 個人番号利用事務等の委託を行う際には、契約書の中に再委託の制限に係る事項を設けるものとし、再委託を行う場合には、別途、受託者から実施機関へ許諾を求める旨の書面を提出して行うものとする。

【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

第6 その他

(委託等の取扱い)

- 3 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託した場合に、当該事務の一部を受託者が再委託しようとするときには、再委託を受ける者において、特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断する。再委託を受けた者が更に再委託する際においても、同様とする。

第8条 委託先の監督

第8条 実施機関は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をするときは、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人番号及び特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前条第1項の規定に基づき個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託をするときは、当該再委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

趣旨

1 第1項は、実施機関が個人番号利用事務等を民間事業者等へ委託しようとするときは、特定個人情報を保護するために必要と思われる措置を講じる義務があることを明らかにしたものである。

(1) 個人番号利用事務の委託を受けた者は、条例第5条第1項の規定により、個人番号関係事務の委託を受けた者は、条例第5条第2項の規定により、個人番号を取り扱うことが可能である。

個人番号利用事務等の委託は、一般的な個人情報を取り扱う事務の委託に比べ、情報の漏えい・滅失により重大な権利利益の侵害が生じる可能性が高いことから、委託先における安全管理体制に対して、実施機関はより高いレベルの監督責任が求められることになる。

(2) 第1項でいう受託者には、第7条第2項の規定により、実施機関から直接事務の委託を受けた者だけでなく、再委託を受けた者も含むことになる。

2 第2項は、受託者においても個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損がないよう必要な措置を講じ、適正に管理する義務があることを明らかにしたものである。

3 第3項は、受託者が他の者へ当該事務を再委託する場合において、受託者は、再委託をした者に対して監督責任を負うことを定めたものである。本項でいう受託者には、第7条第2項により実施機関から直接委託を受けた者だけでなく、その後に再委託を受けた者を含むこととなる。そのため、個々の委託におけるそれぞれの委託者自らが受託者に対し、第1項の実施機関と同様な監督責任を負うこととなる。

運用

1 個人番号利用事務等を委託するときは、契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）には、当該委託者等の趣旨、目的に応じて、次の事項を記載するものとする。

- ・ 特定個人情報等の秘密保持義務
- ・ 事務所内からの特定個人情報等の持出しの禁止

- ・ 特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止
 - ・ 事務の遂行上必要のない特定個人情報等の複写又は複製の禁止
 - ・ 再委託における条件
 - ・ 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄
 - ・ 特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化
 - ・ 従事者に対する監督・教育義務
 - ・ 契約内容の遵守状況に関する報告義務
 - ・ 特定個人情報等の管理状況等について、必要に応じて職員が立入調査できること。
 - ・ 事故等が発生した場合の報告義務及び受託者の責任
 - ・ 義務違反又は義務を怠った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関すること。
 - ・ その他当該委託において必要とする特定個人情報等の保護に関する事項
- 2 個人番号や特定個人情報漏えい・滅失等した場合の影響に鑑み、実施機関は、一般的な個人情報を取り扱う事務の委託に比較して、より慎重に委託先を監督する必要がある。そこで、実施機関は、個人番号及び特定個人情報の管理状況等を把握すべく、積極的に受託者に対して立入調査等を行うよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、実施機関から直接委託を受けた者だけでなく、再委託における受託者に対しても監督責任を負わなければならない。そのため、実施機関は、再委託の許諾を行うに当たっては、再委託を受けようとしている者が個人番号及び特定個人情報の適切な取扱いを行うことができる者であるかについて慎重に判断を行うだけでなく、委託に係る契約内容が適切であるかについて確認しなければならない。
- 4 受託者が他の者に再委託を行う場合、受託者は、実施機関と同等の程度で委託を受ける者に対する監督責任を負わなければならない。

関係条例・規則・要綱

【東京都特定個人情報等取扱事務要綱】

第6 その他

(委託等の取扱い)

- 1 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先の選定に当たり、委託先において、条例に基づき都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- 2 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、受託者において、都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

第9条 提供の要求

第9条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（住民基本台帳法別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者のうち都の実施機関に係るものに限る。）は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を求めることができる。

趣旨

- 1 第1項は、個人番号利用事務等実施者が、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる旨を定めたものである。
 - (1) 番号法は、第14条第1項において、「個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。
 - (2) 本項において、対象となる者が実施機関ではなく個人番号利用事務等実施者であるのは、実施機関であっても個人番号利用事務等実施者に該当しなければ個人番号の提供を受けることができないこと、及び実施機関が個人番号利用事務等を委託した者に対しても本項の規定を適用することを確認的に明示するためである。
- 2 第2項は、実施機関が、第1項の規定に基づいて本人から個人番号が取得できない場合や個人番号の真正性を確認する場合、個人番号の変更履歴を確認する場合等において、対象者の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を基に、地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳ネットワークシステム）に対して、機構が保有している本人確認情報（個人番号、氏名、住所、性別及び生年月日に限る。）の提供を求めることができる旨を定めるものである。

運用

本人及びその代理人から個人番号の提供を受けるに当たっては、提供する者に対し、条例第11条の規定による本人確認の措置を行わなければならない。

第10条 提供の求めの制限

第10条 何人も、法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の収集及び保管ができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。以下同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

趣 旨

- 1 本条は、個人番号の提供の求めの制限について定めたものである。番号法は、第15条において、同法で特定個人情報の提供が許容されている場合以外、何人であっても他人に対し個人番号の提供を求めてはならない旨を規定しており、本条は、この規定に基づくものである。
- 2 「自己と同一の世帯に属する者以外の者」とは、住居又は生計を共にしていない者を指す。同居していることと生計を一にしていることの両方を満たさなければ同一世帯に属する者には該当しない。例えば、同一の家屋に親子で共同で生活している場合であっても、親と子がそれぞれの所得で生活し、明らかに独立した生活を営んでいるのであれば、当該親子はそれぞれ同一世帯に属する者には該当しない。
また、親が遠隔地に居住する子へ生活費等を仕送りしている場合など、親子の生計が一であると解される場合であっても、子が当該居住地で住民登録をしているのであれば、当該親子はそれぞれ同一の世帯に属する者には該当しない。

運 用

- 1 本条における「他人」から「自己と同一の世帯に属する者」を除外しているのは、例えば幼い子供の特定個人情報については、その親が保管することが想定されることから、このような場合を例外とするものである。
- 2 同一世帯に属さない者であっても、本人から委任がなされている場合においては、当該本人の個人番号を取り扱うことができるため、実施機関の窓口等において、同一世帯に属さない者が本人の個人番号を持参した場合には、本人からの委任の有無を確認する必要がある。

第11条 本人確認の措置

第11条 個人番号利用事務等実施者は、第9条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受ける措置その他その者が本人であることを確認するための措置として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「施行令」という。）で定める措置をとらなければならない。

趣旨

- 1 本条は、個人番号利用事務等実施者が、本人から個人番号の提供を受ける場合における本人確認の措置について定めるものである。
- (1) 「実施機関」ではなく「個人番号利用事務等実施者」とされている趣旨は、実施機関から個人番号利用事務等の委託を受けた者やその受託者から再委託を受けた者に対しても本条の義務を課すことを条例上明確にすることである。
- (2) 「その者が本人であることを確認する措置」とは、本人から個人番号カードの提示を受ける方法によらない場合であって、次のいずれかの場合の本人確認の措置を指す。
- ア 本人から個人番号の提供を受ける場合
- イ 本人に代わって法定代理人又は任意代理人から個人番号の提供を受ける場合
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「施行令」という。）で定める措置」とは、施行令第12条第1項及び第2項で定める上記(2)アによる本人確認の措置又は施行令第12条第3項で定める上記(2)イによる本人確認の措置を指す。
- ア 上記(2)アによる本人確認の措置については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたものの提示を受けること。ただし、これらの書類の提示を受けることが困難な場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「法施行規則」という。）第2条で定める措置に代えることができる。
- (イ) (ア)に掲げる書類に記載された個人識別事項（氏名及び出生の年月日又は住所）が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして法施行規則第1条で定めるものの提示を受けること。
- イ 上記(2)イによる本人確認の措置については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 個人識別事項が記載された書類であって、当該個人識別事項により識別される特定の個人が本人の依頼により又は法令の規定により本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして法施行規則第6条で定めるものの提示を受けること。

- (イ) (ア)に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして法施行規則第7条で定めるものの提示を受けること。ただし、これらの書類の提示を受けることが困難な場合は、法施行規則第9条で定める措置に代えることができる。
- (ウ) 本人に係る個人番号カード又は上記ア(ア)に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であって法施行規則第8条で定めるものの提示を受けること。
- (4) 令和元年東京都条例第32号附則第2項の規定は、通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)に変更がない場合に限り、引き続き通知カードを個人番号を確認するための本人確認書類として利用することができることとする旨定めたものである。

第12条 個人番号カードの利用

第12条 実施機関は、前条の規定による本人確認の措置において利用するほか、条例で定める事務を処理する場合には、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該条例で定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して、個人番号カードを利用することができる。

趣 旨

個人番号カードはICカードであり、ICチップ内は領域ごとにアプリケーションを搭載する仕様となっている。

個人番号等のカード記録事項が記録された領域以外の空き領域については、当該領域に係る事務を条例で定めた場合に、利用することができる旨を定めたものである。

運 用

都においては、個人番号カードの空き領域を利用する条例は制定されておらず、本条に基づく個人番号カードの利用はない。